

<高額介護サービス費>

月々の利用者負担額（福祉用具購入費や食費・居住費等一部を除く。）の合計額が所得に応じて区分された上限額を超えた場合、その超えた分が介護保険から支給されます。

支給を受けるためには、市区町村に申請する必要があります。

設定区分	対象者	負担の上限額（月額）
第4段階	①市区町村民税課税世帯～課税所得 380 万円（年収約 770 万円）未満 ②課税所得 380 万円（年収約 770 万円）～690 万円（年収約 1,160 万円）未満 ③課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）以上	①44,400 円（世帯） ②93,000 円（世帯） ③140,100 円（世帯）
第3段階	市町村民税世帯非課税で第1段階及び第2段階に該当しない方	24,600 円（世帯）
第2段階	市町村民税世帯非課税で公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額の合計が 80 万円以下	24,600 円（世帯） 15,000 円（個人）
第1段階	①生活保護を受給している方等 ②15,000 円への減額により生活保護の被保護者とならない場合 ③市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	①15,000 円（個人） ②15,000 円（世帯） ③24,600 円（世帯） 15,000 円（個人）

※「世帯」とは住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

※第4段階における課税所得による判定は、同一世帯内の 65 歳以上の方の課税所得により判定します。